

## 一般社団法人日本老年歯科医学会 倫理綱領

(平成 21 年 6 月 20 日制定)

一般社団法人日本老年歯科医学会(以下、本学会という。)及び本会員は、老年歯科医学の研究、教育、臨床活動並びに社会活動を通じて人々の健康と福祉の維持増進に貢献することを使命とする。この「倫理綱領」は、本学会及び本会員が老年歯科医学の専門家としての責務を遂行するにあたり、社会人として守るべき生活・行動規範を踏まえて、専門職として基本的に遵守すべき倫理的配慮を掲げるものである。本学会及び本会員は、社会的責任を自覚し、以下に提示された綱領を遵守する義務を負うものである。

- 1 本学会及び本会員は、老年歯科医学に関する科学的研究並びにその社会的展開を通し、保健・医療の進歩・発展を図り、人類の健康と福祉の維持増進に貢献することを目指す。
- 2 本学会及び本会員は、科学的根拠に基づく老年歯科医学とその応用に関する正しい情報の普及とその利用のあり方を追求する。
- 3 本学会及び本会員は、老年歯科医学の教育を行うとともに調査・研究を推進し、老年歯科医学に関連する専門職の社会的な地位の確立に努める。
- 4 本学会及び本会員は、関係諸団体との学際的な連携を図り、海外の専門組織との国際協力を推進する。
- 5 本学会及び本会員は、社会から信頼と尊敬を得るために、別に定める「行動規範」を遵守し、科学的知識の質の確保並びに向上に努める。
- 6 本学会及び本会員は、調査・研究の実施とその成果の発表(学会誌論文投稿、学術集会や各種講演会の発表)に際して、本学会定款、本学会倫理綱領及び論文投稿規定を遵守し、職務上知り得た機密事項並びにプライバシーを厳重に保護する義務を負うものである。